

資 料

(I T 化 と 税 務 行 政)

国 税 庁

目 次

1 国税庁内部における高度情報化対応

KSK（国税総合管理）システム	1
KSKシステムの導入効果	2

2 民間の高度情報化に対する対応

民間の情報化（機械化）に対する的確な対応	3
電子商取引への的確な対応	4
電子商取引の事例（個人輸入の代行業）	5

3 申告等に係る納税者利便の向上

電子申告等、電子納税のイメージ	6
国税の電子申告等の導入に向けた取組状況	7
（参考）電子申告実験の概要	8
（参考）電子申告実験の実施結果について	9
（参考）申告等手続の電子化に関する政府の方針	11
簡単・便利なタッチパネル	12
タッチパネル方式による自動申告書作成機の状況	13
タックスアンサーホームページ	14
路線価図等のインターネットによる閲覧	15

K S K（国税総合管理）システム

○ 概要

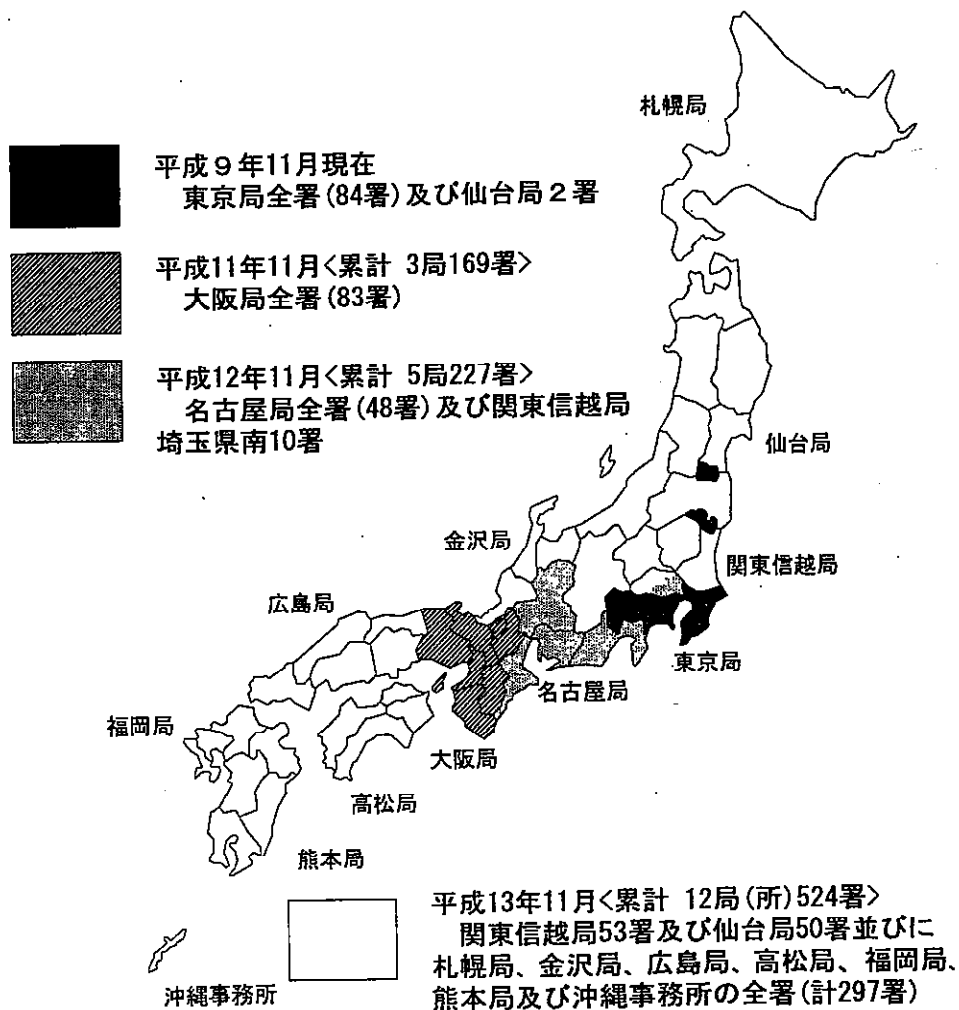
K S K（国税総合管理）システムは、近年における経済取引の複雑・広域化などの税務行政を取り巻く環境の変化に対応しつつ、税務行政の高度化・効率化を図り、適正・公平な課税の実現を目指すため、地域や税目を超えて情報を一元的に管理するコンピュータシステムである。

○ 導入経緯

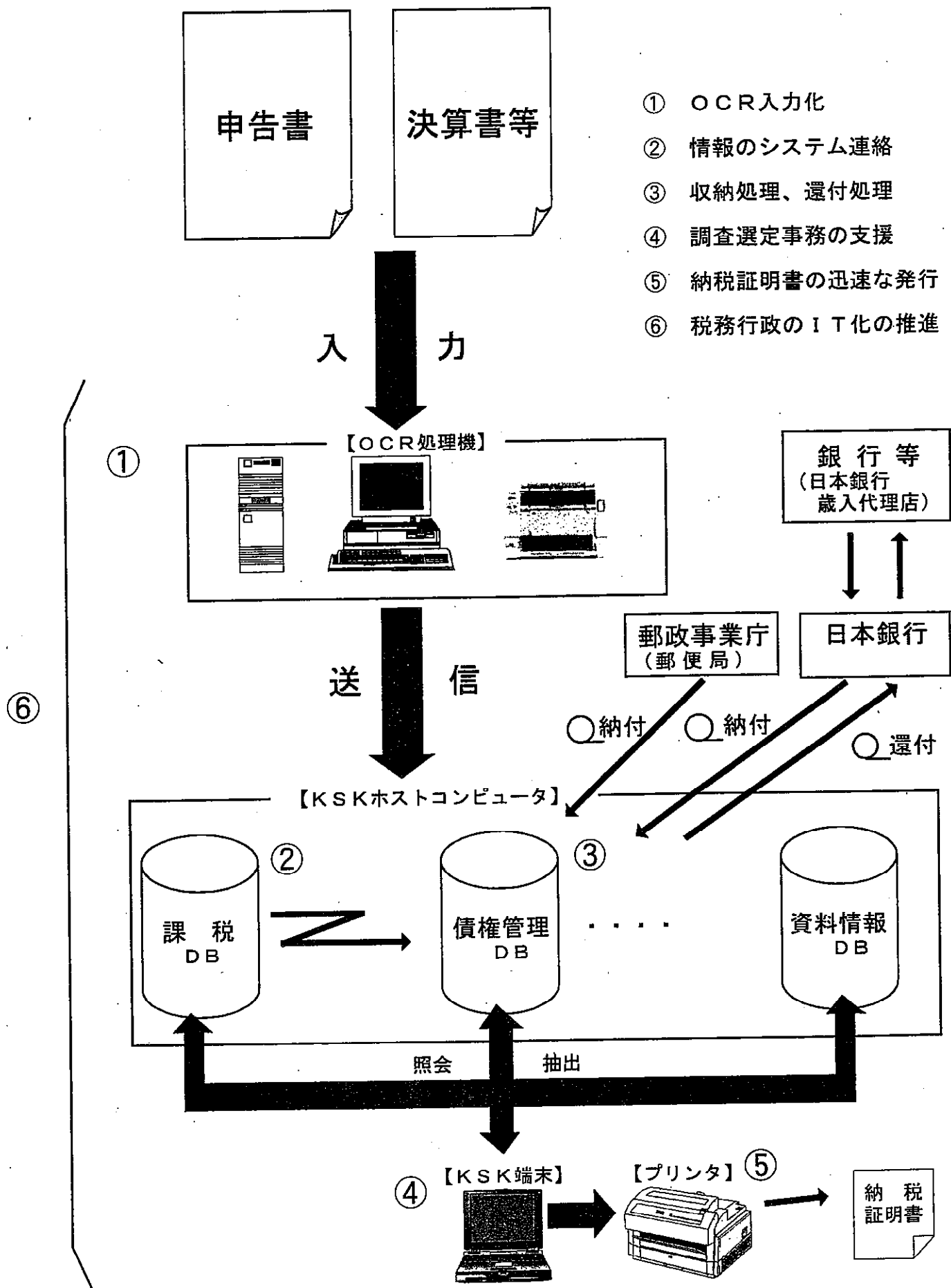
国税庁では、従来のADPシステム（S41～S63にかけて順次導入）が、システムの老朽化に加え、

- ① 納税者情報が、業務別・局署別に管理されているため、経済取引の複雑・広域化等環境の変化に的確に対応できない
- ② 地域や税目によってバッチ方式とオンライン方式が混在して構築されているため、事務処理が二元化、非効率化する

という問題点を抱えており、これらを解決し、事務の高度化・効率化を図るためにK S Kシステムの導入を平成7年以来進め、昨年（13年）11月29日に全国への導入が実現し、全国524の全ての税務署が一元的なコンピュータのネットワークで結ばれた。



○ KSKシステムの導入効果



民間の情報化（機械化）に対する的確な対応

1 民間の情報化（機械化）による調査環境の変化

- 高度情報処理システムの普及や電子帳簿保存法（正式名称は、「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律」）の施行（平成10年7月）など、情報化の進展

※ 電子帳簿保存法に係る申請件数

10/7～11/6	約4,100件
11/7～12/6	約4,400件
12/7～13/6	約5,700件



- 調査環境の変化
 - ・ 証ひょう書類等のペーパーレス化
 - ・ 情報量の増加
 - ・ コンピュータを利用した不正計算



税務執行上の必要な対応を行うことが急務

2 民間の情報化（機械化）に対する国税庁の取組状況

- 調査等を通じた情報の収集・蓄積
- 調査手法の研究・開発
- 専門的知識の習得のための研修
- 各国税局・税務署に情報技術専門官を増員
（平成10年度以降、71名を順次増員）

[平成13年7月現在、134名]

電子商取引への的確な対応

1 電子商取引専門調査チームの設置

- インターネットの普及等を背景とした電子商取引の急速な進展
↓
- 税務執行上の必要な対応を行うことが急務
↓
- 電子商取引を行っている事業者及び電子商取引関連事業者に対する税務調査及び情報収集を専門的に行うチームを設置
- 平成 12 年 2 月の東京国税局を皮切りに、平成 13 年 1 月には全国の国税局及び沖縄国税事務所に設置（平成 14 年 1 月現在 全国で 74 名）

2 電子商取引の特徴

- 取引が広域化、国際化
電子商取引には国境等が存在しないことから、事業者の海外への進出が促進されるなど、ネットワークを通じて取引が広域化、国際化
- 事業者の把握及び特定が困難
店舗、資金がなくても、誰でも参入できるほか、取引の匿名性が高く、納税者の把握及び特定が困難
- 取引記録の把握・確認が困難
データの消去が容易であるほか、電子的な取引情報等は把握・確認が困難

↓
組織横断的な取組

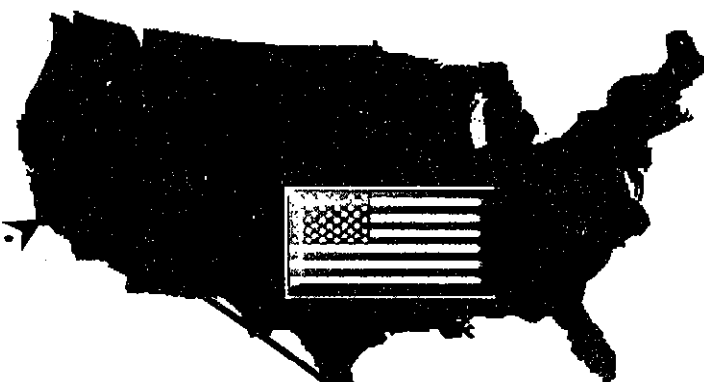
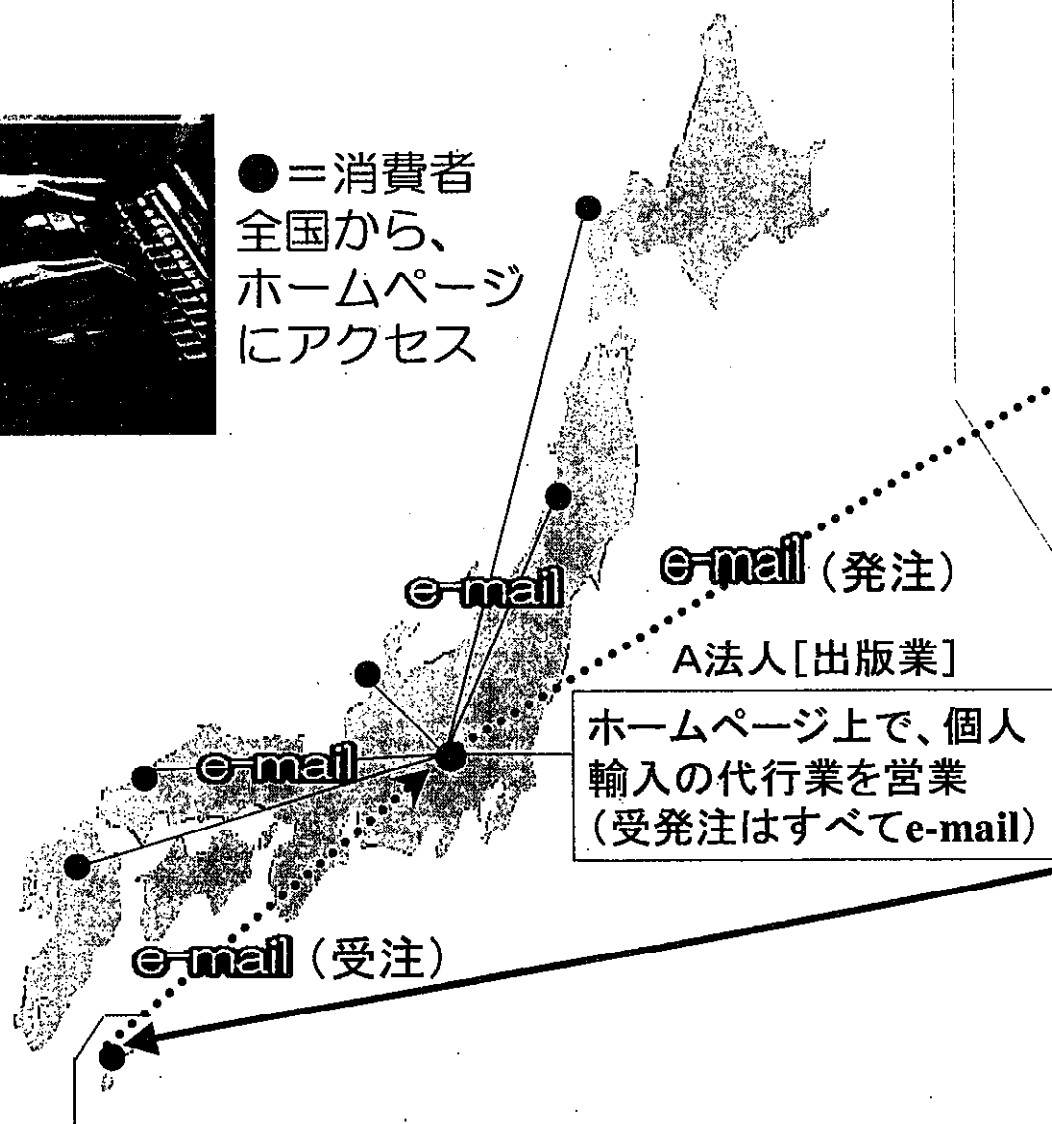
3 電子商取引専門調査チームの取組状況

- 実地調査（12/7～13/6 調査件数 約 300 件、申告漏れ所得金額 約 58 億円）
- 調査手法の開発
- 業態研究

電子商取引の事例(個人輸入の代行業)



●=消費者
全国から、
ホームページ
にアクセス

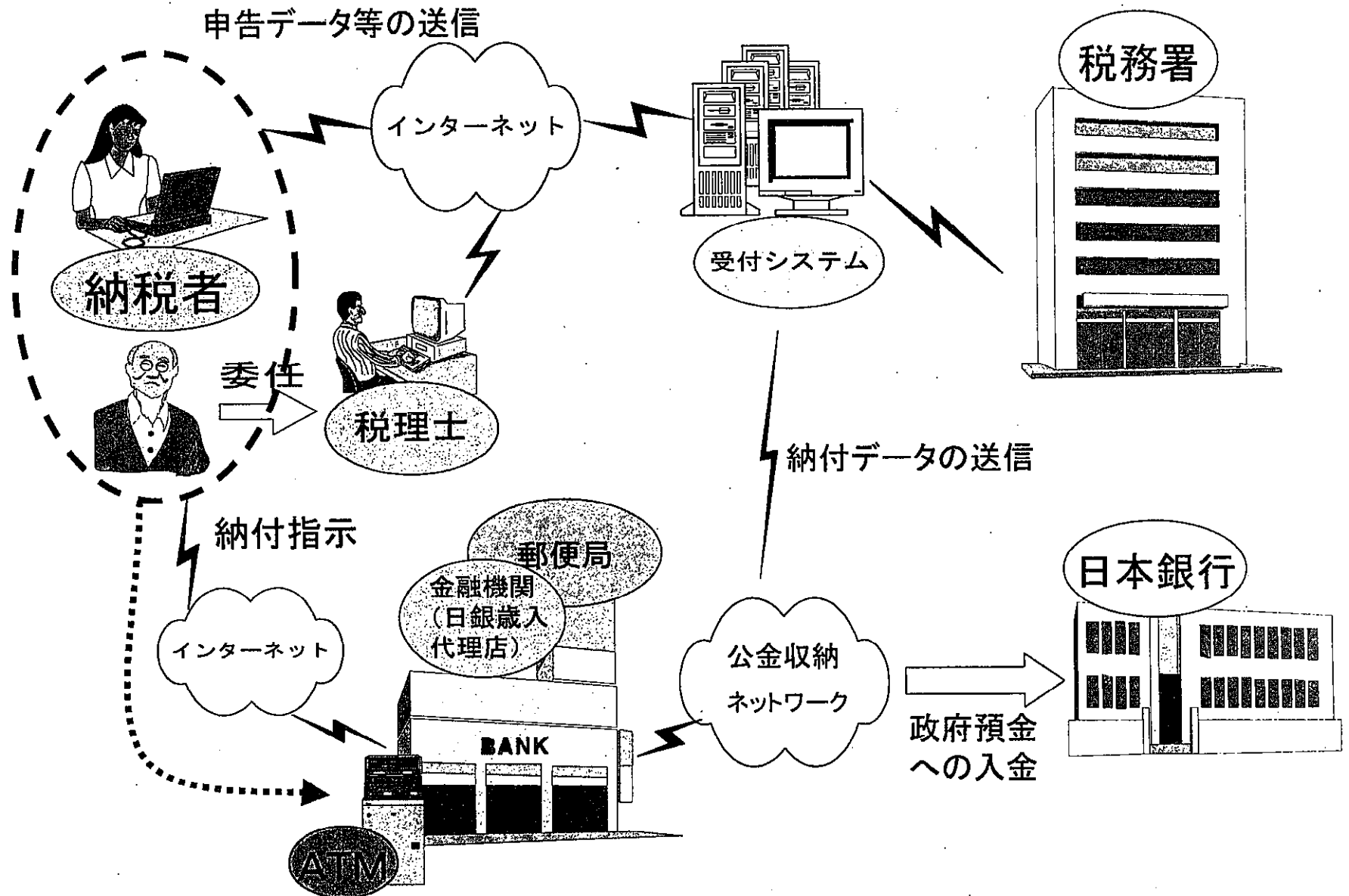


商品は、仕入先
から自宅へ直送

電子申告等、電子納税のイメージ

(電子申告等)

(電子納税)



国税の電子申告等の導入に向けた取組状況

国税庁においては、電子政府の実現の一環として、納税者利便の向上の観点から、電子申告や電子納税などについて、具体的な準備を進めているところ

「申告手続の電子化等に関する研究会」における検討

平成11年6月以降、有識者から技術的・専門的な意見を聴取し、平成12年4月に、検討結果を取りまとめ

電子申告実験の実施

平成12年11月から平成13年3月まで、東京国税局管内の2署において、納税者等の協力を得て実施

国税電子申告・納税システム(e-Tax)の設計・開発

申告手続、申請・届出等手続及び納付手続の電子化について、一体的にシステム開発を行うこととし、平成15年度からの運用開始を目指し、現在、設計作業中

年度	13	14	15
導入スケジュール	システム設計	システム開発・ 各種テスト	総合テスト・ 運用開始

※ 国税電子申告・納税システム(e-Tax)ホームページ

<http://e-tax.nta.go.jp>

電 子 申 告 実 験 の 概 要

1 実験の目的

- ・ 実験に参加した納税者等からの電子申告の手續に関する意見・要望等の収集
- ・ 申告データのオンライン送信、受付、保存に係る技術的な課題の検討

2 実験税務署

東京国税局管内 麴町税務署
練馬東税務署

3 実験税目

所得税、法人税及び消費税

4 実験の実施時期

- ・ 法人 平成12年11月27日～平成13年 3 月15日
- ・ 個人 平成13年 2 月 1 日～平成13年 3 月15日

5 実験の内容

- ・ 納税者又は納税者から委任を受けた税理士が、国税庁が実験用に配付するソフトウェアを使用して、申告データを作成し、電子申告受付システムに送信
- ・ 本人確認方法、暗号化措置などの方法を比較検討

電子申告実験の実施結果について

電子申告実験の実施結果のポイントは、以下のとおり。

(参考)・実験参加納税者等から 304 件のアンケートの回答を収集

・「電子申告実験公開ホームページ」上に、「申告所得税の対話型シミュレーションソフト」を公開し、広く一般に対しアンケート調査を実施、662 件の回答を収集

1 実験参加納税者等の状況

➤ 個人納税者 273 人、法人 498 社、合わせて 771 人社の納税者が実際に送信

(単位:社、人、%)

	法人		個人		合計	
		内税理士 委任分		内税理士 委任分		内税理士 委任分
実験参加納税者等	498	89	273	73	771	83
		441		200		641

(注) □書きは税理士委任分の割合

➤ このうち、税理士に送信を委任する納税者が約 8 割

2 税目別送信ファイル件数の状況

3 時間帯別送信状況

➤ 実験参加納税者等の送信時間帯に関するニーズを把握するため、一定期間、受付時間の延長を行ったところ、9時から17時の間の送信が大半であるが、17時から21時の間に約3割の送信

(単位:件)

法人税	消費税(法人)	申告所得税	消費税(個人)	源泉所得税	合計
690	281	356	25	101	1,453

(注) 「エラーメッセージ」に基づいて再度送信する場合など、納税者等が1人(社)で複数の申告データを送信している例があり、実験参加納税者等数とは一致しない。

□ アンケート結果でも、平日の9時から24時まで及び土・日・休日の9時から17時までのサービス提供を求める声が多い

4 電子申告実験用ソフトウェア

□ アンケート結果では、給与所得者や年金所得者等の納税者にとっては「対話型」のソフトウェアは概ね好評であり、自書申告の次のステップと考えられる電子申告を普及させる上で有力なツールになるものと考えられる

(注) 「対話型」のソフトウェアとは、画面上の質問に対し回答することを繰り返すこ

とにより、税法などにあまり精通していない納税者の方々にも簡便に申告書が作成できるよう工夫された申告書作成ソフトウェア

- アンケート結果では、電子申告用ソフトウェアの在り方について、「データフォーマットを公開し、既存の会計ソフトウェアで作成したデータを送信可能にできれば、申告データ作成ソフトウェアの配付は必要ない」との意見が多数ある一方、当局にソフトウェアの配付を求める意見もあり、電子申告導入時には、これらを十分踏まえて対応する必要

5 電子署名

- ▶ 一部の実験参加納税者等に電子証明書を配付したところ、電子署名が添付された申告データが 414 件送信
- アンケート結果では、大多数の納税者等が今回はじめて電子署名を体験したが、操作性に関し、「非常に難しかった」との回答が 20%あったものの、「特に難しいとは感じなかった」、「難しいが次回以降に不安はない」が併せて 76%となっており、納税者等は、電子署名に係る操作に十分な対応力を有していると思受けられる

6 セキュリティの確保措置（本人確認及び暗号化）

- セキュリティの確保と手続の簡便性は相反する面があるが、この点については、アンケート結果では、納税者のプライバシーそのものである申告データを送信するという電子申告の性格を反映し、「セキュリティの確保を優先」との意見が 70%を占めている

7 サポート体制

- ▶ ヘルプダイヤル（フリーダイヤル）を開設し、実験参加納税者等の問い合わせ等に対応したところ、パソコンの基本的操作から、ソフトウェアのインストール、認証、パスワード変更、申告データの送信、電子署名の方法等多様な質問が寄せられた。電子申告導入時における納税者サポートの観点から、ヘルプダイヤルの果たす役割は極めて重要

8 将来の電子申告利用

- アンケート結果では、電子申告導入後は、「場合によって利用する」を含め、「利用する」との回答が 95%と、電子申告利用に総じて前向き
- 「場合によっては利用する」と回答された方の、利用するための条件に関する主な回答は次のとおり
 - ① セキュリティが確保されていること
 - ② 既存の税務・会計ソフトからデータを取り込んで送信が可能となること
 - ③ 申告データの作成、送信などの操作がもっと容易になること
 - ④ 申告データ作成用ソフトウェアの機能が更に向上すること

申告等手続の電子化に関する政府の方針

e-Japan重点計画（平成13年3月29日IT戦略本部）

○ 申請・届出等手続の電子化

「国民等と行政との間の実質的にすべての申請・届出等手続を、2003年度までのできる限り早期にインターネット等で行えるようにする。」

○ 歳入・歳出の電子化

「歳入金・国税の納付及び歳出金・国税還付金の振込について、日本銀行及び金融機関のシステム整備を前提として、2003年度までに、インターネット等を利用した納付及びオンライン等による振込を可能とするためのシステム整備、運用を開始する。」

規制改革推進3か年計画（平成13年3月30日閣議決定）

「国税の申告等手続について、平成15年度から、一部税目についてインターネット等による申告を可能とする」

行政改革大綱（平成12年12月1日閣議決定）

「国税の申告等手続について、平成15年度から、一部税目についてインターネット等による申告を可能とする」

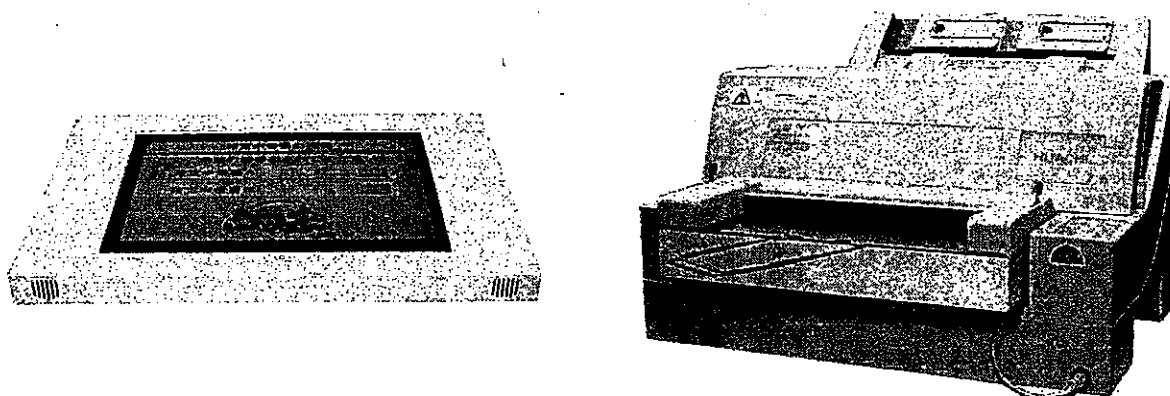
ミレニアム・プロジェクト（新しい千年紀プロジェクト）について （平成11年12月19日内閣総理大臣決定）

「2003年度までに、国税の申告手続等をインターネット等のネットワークで行うことの出来る電子申告システムを構築し、一部の税目等について運用を開始」

簡単・便利なタッチパネル

○平成10年分確定申告から、銀行のATMのように、画面上の該当箇所に触れていけば、簡単に申告書が作成できる「タッチパネル方式による自動申告書作成機」を導入している。

【タッチパネル方式による自動申告書作成機】



○ これまで以上に納税者の方々にご利用いただけるよう、平成13年分の確定申告において、一層の充実を図っている。

- ◆ 引き続き全国すべての税務署に設置
- ◆ 申告書A及び申告書Bの双方の様式に対応
 - ◇ 利用できる方が大幅に拡大。
- ◆ 計算確認機能を新たに追加
- ◆ 設置台数を大幅に増加

○ ほとんどの方はタッチパネル方式による自動申告書作成機を利用することができる。

(注) タッチパネル方式による自動申告書作成機では作成できない申告書は次のとおり。

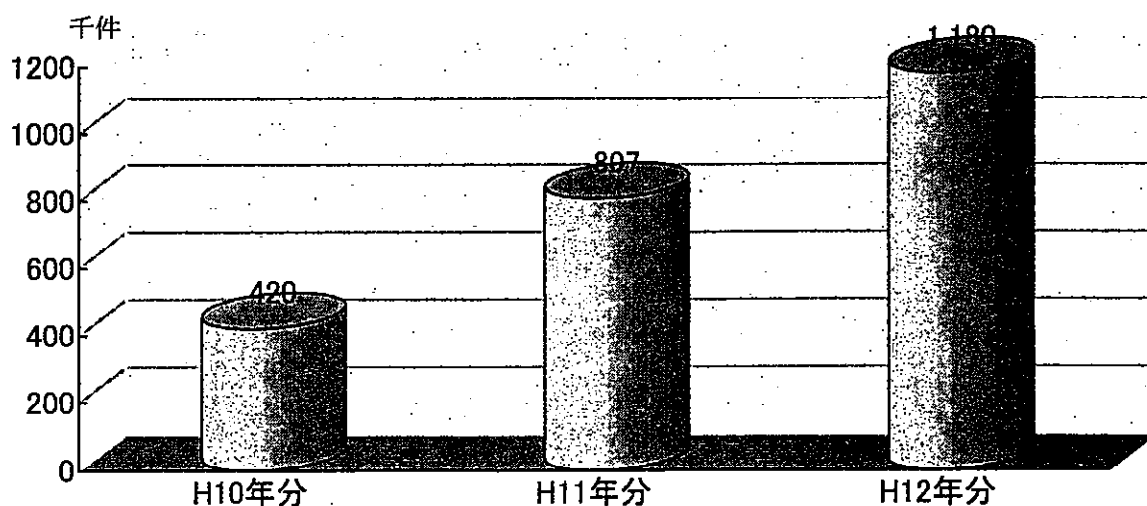
- ◆ 給与所得者の特定支出控除を受ける申告書
- ◆ 事業所得や不動産所得等で平均課税を選択する申告書
- ◆ 土地や建物の譲渡所得などがあり、分離課税用（第三表）を併せて使用する申告書
- ◆ 損失申告用（第四表）を併せて使用する申告書

○ タッチパネル方式による自動申告書作成機の状況

【利用対象者の状況】

	利 用 対 象 者
平成10年分	給与所得者の還付申告用申告書を使用し、 ① 医療費控除の適用を受ける方 ② 年の中途中で退職した方
平成11年分	給与所得者の還付申告用申告書を使用する方について、上記①②に加え、 ③ 2か所以上から給与収入を受けている方 ④ 年末調整未済の方及び年末調整済の方で、年末調整漏れの所得控除のある方
平成12年分	上記①から④に加え、 ⑤ 公的年金等のみの人用申告書を使用して申告する方 ⑥ 贈与税を申告する方
平成13年分	1 所得税確定申告書新様式(申告書A、申告書B)を使用して申告する方 2 贈与税を申告する方
平成14年分 (予 定)	上記平成13年分の1、2に加え、 3 土地・建物や株式の譲渡をした方(第三表)

【申告書作成件数の状況】



タックスアンサーホームページは、電話（音声・ファクシミリ）にて提供されていた簡易定型的な質問に対しての税務相談情報をインターネット上でも提供することを目的とし、平成9年に開設されたものである。

税に関する情報を身近に感じることのできるホームページとして「探しやすい、分かりやすく」を基本とし、税金の種類等で分類した項目から検索する「税目別検索」と、検索エンジンを利用した「キーワード検索」の2種類の方法により目的情報を探し出すことを可能としている。さらに平成12年には、インターネット接続機能をもった携帯電話用のページも設置されている。

タックスアンサーの主な提供情報

○ タックスアンサー情報

・簡易定型的な質問に対しての税務相談情報 約600コード

（参考） タックスアンサーの利用件数（電話・インターネット）

（千件）

平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度
1,403	2,982	5,047	7,107	9,319

○ その他の情報

① 申告書・届出書等のコーナー

- ・法人税「別表・付表」関係
- ・税額表・パンフレット関係
- ・届出書様式関係
- ・申告書添付書類関係

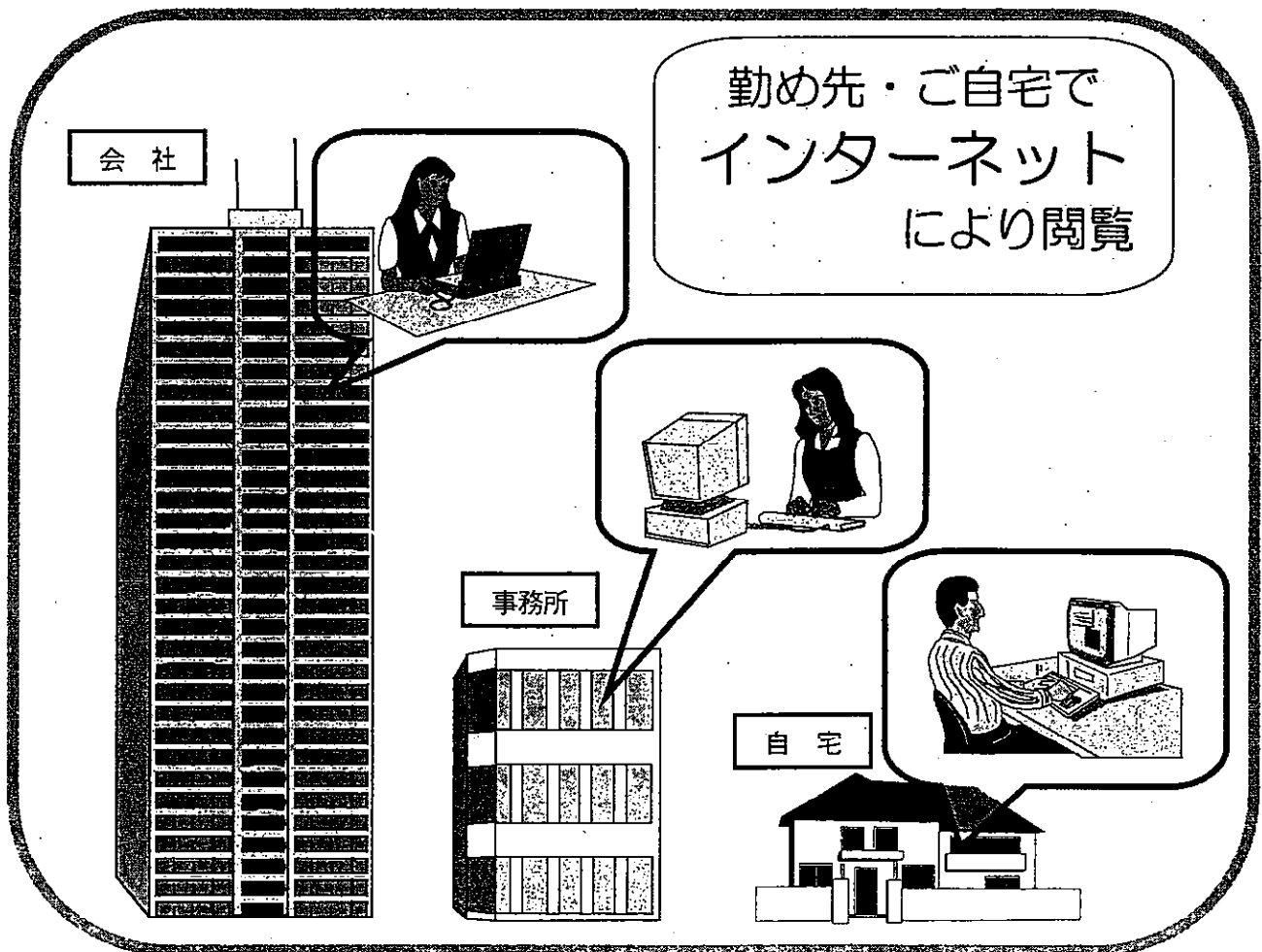
② 所得税の還付申告書等の書き方コーナー

③ 所得税の確定申告書計算シミュレートコーナー

路線価図等のインターネットによる閲覧

- 平成 13 年 10 月 5 日(金)から国税庁ホームページに平成 12 年分・13 年分の全国分の路線価図等を登載
- 勤め先・ご自宅等のパソコンから、インターネットで路線価図等の閲覧が可能

□ 国税庁ホームページアドレス <http://www.nta.go.jp/>



※ プリントアウトもできます。